

施設等利用費の請求手続きについて

認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用費について支給を受ける場合は、次のとおり手続きが必要です。

○対象児童： 事前に市から「子育てのための施設等利用給付認定」第2号または第3号を受けたお子さん（認可の保育施設、認定こども園（一部を除く）、幼稚園（一部を除く）に在園している場合は、対象外です。）

○支給上限額

- ・第2号（3歳児～5歳児） 1人あたり月額40,300円まで
- ・第3号（0歳児～2歳児（市民税非課税世帯のみ）） 1人あたり月額45,700円まで

※預かり保育を実施していない幼稚園等に在園しているお子さん

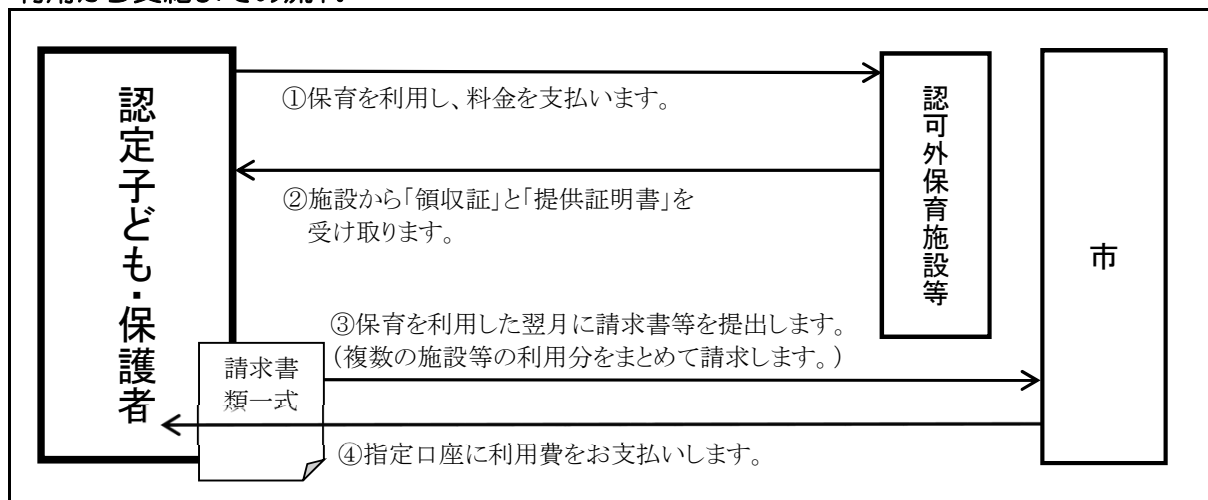
- ・3歳児～5歳児（小学校就学前） 1人あたり月額12,300円まで
- ・満3歳となった年度内（市民税非課税世帯のみ） 1人あたり月額17,700円まで

※月途中で認定終了又は認定開始、市町村間の転出入がある場合は上限額が日割計算されます。

○支給方法

- ・無償となる利用費を保護者が市に請求し、直接支払いを受けます。
- ・施設の利用費は、一旦全額をお支払いいただきます。

利用から支給までの流れ



●施設等利用費の請求には、次の書類が必要です。

- 1 施設等利用費請求書（償還払い用）
 - 2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（請求する利用費分）
 - 3 特定子ども・子育て支援提供証明書（請求する利用費分）
- ※ファミリー・サポート・センター事業については、上記の2と3に代えて「活動報告書」を提出します。

※請求者と口座名義人が異なる場合は、秋田市指定の委任状も必要です。

利用した施設から発行される「領収証」と「提供証明書」は、なくさないよう大切に保管してください。

●手続きができる窓口

- ・子ども育成課（市役所本庁舎2階）
- ・子育て相談支援課【子育て交流室】（アルヴェ5階）
- ・市民サービスセンター（中央、東部および南部別館を除きます。）

※認可外保育施設（一部施設を除く）を月極契約している場合は、在籍している施設に提出します。

●その他注意点

- 秋田市に請求できるのは、秋田市内にお住まいのお子さんの分です。
（秋田市内に在住のかたは、お住まいの各市町村に請求してください。）
- 利用費のお支払いについて
毎月10日までに請求書類の提出があった場合は、請求月の末日までにお支払します。
ただし、10日以降に提出された場合や、書類の不備により確認に時間がかかった場合など、翌月以降のお支払いとなることがありますのでご了承ください。
- 利用費の請求にあたって
 - ・ 施設等利用費を受ける権利の消滅時効は2年とされていますので、その期間内に請求があれば、給付を受けることができます。
 - ・ 利用費の支払確認後、その処分に不服がある場合は、支払があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田市長に対して審査請求をすることができます。
 - ・ 利用費の支払については、支払があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市を被告（被告の代表者は秋田市長）として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

◆お問い合わせ先

秋田市子ども未来部子ども育成課
電話番号： 018-888-5692